

入札公告

以下のとおり一般競争入札に付します。

平成25年3月6日

独立行政法人農畜産業振興機構
契約事務責任者 理事長 清

1. 件名、借入れをする勘定及び資金使途

(1) 件名

平成25年度砂糖勘定の短期借入金調達

(2) 借入れをする勘定

砂糖勘定

(3) 資金使途

独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年12月4日法律第126号）第10条第5号ハの業務に充てるための資金調達（借入れの根拠法令は、独立行政法人通則法（平成11年7月16日法律第103号。以下「通則法」という。）第45条第1項）

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第九号）に基づく、さとうきびの生産者、てん菜糖及び甘しゃ糖の製造事業者への交付金並びに農業者個別所得補償制度の財源となる国庫納付の資金として充当

2. 借入限度額、借入方式及び取引（契約）期間

(1) 借入限度額（契約の総額）

800億円（一金融機関当たり200億円以上）

(2) 借入れは、特別当座貸越により、借入限度額を設定し、その範囲内で借入必要額を算定の上、その都度、借入れを実施する。なお、借入れの利率は借入れの都度、変動利率（日本円TIBOR）＋固定利率（スプレッド）とする。

(3) 取引（契約）期間

平成25年3月29日（金）から平成26年3月31日（月）

3. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

借入金の入札に参加できる者は、次の各号のいずれかに該当する者（法令に基づき業務の停止処分を受けていることその他これに準ずる事由により、借入金の入札への参加を認めることが適当でないと認められる者以外の者に限る。）のうち、機構に対する貸付を円滑かつ確実に行うことができる者であること。

一 銀行、保険会社、農林中央金庫、農業協同組合又は農業協同組合連合会

二 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第三十五条第二項第三号の規定に基づき、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第一項に規

定する貸金業を行うことにつき、同法第三条第一項の規定に基づく登録を行っている
金融商品取引業者

三 信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫連合会又は中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会のうち、
会員外又は組合員外の者へ資金の貸付けを行うことにつき認可を受けている者

4. 入札実施要領の交付方法

(1) この入札に参加を希望する者は、(3)の交付期間内に(4)の問合せ先において、
入札参加資格の要件を満たしていることの確認を受け、入札実施要領の交付を受けること。

(2) 入札説明について

入札実施要領の交付の際に、個別に内容の説明を行います。なお、その場以外
で質問がある場合は、(4)の問合せ先に問い合わせること。

(3) 入札実施要領の交付期間

平成25年3月7日（木）～平成25年3月22日（金）

(4) 問合せ先及び交付場所

東京都港区麻布台2-2-1 麻布台ビル南館3階

独立行政法人農畜産業振興機構

経理部資金課 中目（なかのめ）、荒木

TEL : 03-3583-9714、8186

FAX : 03-3583-8757

5. 入札の日時及び方法並びに開札

(1) 入札の日時

平成25年3月25日（月）午前10時～午前11時まで

(2) 入札の方法

入札の方法は固定利率（スプレッド）の一般競争入札とする。

入札実施要領に定める入札書に必要事項を記載押印の上、FAXにて応札すること。

（FAX番号：03-3583-8757）

(3) 入札の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格のない者の入札及び入札の条件に違反
した入札は無効とする。

(4) 開札

入札後、直ちに行う。

6. 保証金に関する事項

保証金は、全額免除する。

7. その他

(1) 落札者の決定

入札した者のうち、最も応募利率の低い者を第1順位の落札者とし、さらに応募利率の低い者から、借入限度額に達するまで、順次、応募額を割り当て、落札順位を決定するものとする。

(2) 契約情報の公表

本結果は、速やかに、当機構ホームページで公表する。

(3) 本入札は、通則法第30条の規定に基づき、当機構の平成25年度から始まる中期計画が、農林水産大臣の認可を受けることを前提にしている。